六　刑の執行のため刑事施設若しくは少年院に収容されていた者、労役場に留置されていた者又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者（釈放後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

4　前項に掲げる者が法第十六条の二第三項の申出をすることができる期間は、その者が個人番号カードの交付を速やかに受ける必要があることに係る事由が発生した日から起算して三十日とする。ただし、当該期間内に交付申請書を提出しないことにつきやむを得ない事情があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）

第二十三条の二　法第十六条の二第八項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

（個人番号カードの交付方法）

第二十三条の四　令第十三条第六項ただし書の総務省令で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

［一　略］

二　交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等（書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるものをいう。次号及び次条において同じ。）により、転送不要郵便物等（その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。次号及び次条において同じ。）として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

［三　略］

（個人番号カードの送付方法）

第二十三条の五　令第十三条第九項の総務省令で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一　本人限定受取郵便等（その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準ずるものをいう。）により送付する方法

二　交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

三　病院への入院その他のやむを得ない理由により前二号に掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、交付申請者の所在地にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

四　前三号に掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、市町村の事務所に送付する方法

（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）

第二十三条の二　法第十六条の二第六項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

［一～五　同上］

（個人番号カードの交付方法）

第二十三条の四　令第十三条第四項ただし書の総務省令で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

［一　同上］

二　交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等（書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるものをいう。次号において同じ。）により、転送不要郵便物等（その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。同号において同じ。）として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

［三　同上］

［新設］